

議 第 十 六 号

栃木県議会議会規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十九年三月二十三日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高	木	螺	佐	阿	斉	横	関	中	野	金	花
橋	村	良	藤	部	藤	松	谷	屋	澤	子	塚
文	好	昭		寿	孝	盛	暢		和		隆
吉	文	人	良	一	明	人	之	大	一	裕	志

栃木県議会議長 五月女 裕久彦 様

栃木県議会議規則第 号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月 日

栃木県議会議長

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会議規則（昭和三十七年栃木県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第百十四条第二項中「によつて速記する」を「その他議長が適当と認める方法によつて記録する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。